



# 報告書「2009年の死刑判決と死刑執行」(抜粋・仮訳)

2010年3月30日

アムネスティ・インターナショナル

AIINDEX : ACT 50/001/2010

## ■ 概要 OVERVIEW

2009年は、国家が行う司法による殺人の廃止に向け、世界がさらに前進した年だった。アムネスティ・インターナショナルが記録を取り始めてから初めて、ヨーロッパ全土にわたり処刑が1回も行われなかった。さらに、全世界に死刑執行停止を求める国連総会決議の実現に向けた、重要な進展があった。

ブルンジとトーゴの2カ国が死刑を廃止し、刑法から死刑を完全に撤廃した国は95カ国となった。人間を処刑することを拒絶する宣言を行った国は、世界で100カ国に達しようとしている。

米州諸国では、2009年に死刑を執行した国は米国だけであった。

サハラ以南のアフリカ地域において処刑が行われたのは、ボツワナとスーダンの2カ国のみである。

アジアでは、アフガニスタン、インドネシア、モンゴル、パキスタンで死刑執行がなかった。近年において、これらの国ぐにで初めて死刑執行のない年であった。

これらの成果は、死刑の全面的廃止の第一歩として、全世界の死刑執行停止を求めた2007年と2008年の国連総会決議によるものである。アムネスティは、この史上初の国連決議が、死刑存置国に廃止を促す大きな影響力を及ぼし続けることを期待し、またそう信じている。2010年後半にも、国連総会第3委員会において、同様の決議が検討される予定である。

国際社会の世論と行動は、死刑廃止に向けてはっきりと動きつつある。しかし、大量かつ政治的な処刑が、中国やイラン、スーダンなどの国ぐにで続けられている。前年に引き続き、世界の死刑執行の大部分が、アジア・中東地域、そして北アフリカ地域の2地域に集中している。

罪を犯した時点で18歳未満であった未成年犯罪者に対する処刑は、イランとサウジアラビアの2カ国で続けられた。これら未成年犯罪者の処刑は、国際法に違反している。

中国やベラルーシ、イラン、モンゴル、朝鮮民主主義人民共和国、ベトナムといった国ぐにでは、死刑制度は国家機密とされている。このような死刑に対する秘密主義は、まったく正当化できないものである。これらの国ぐにが主張しているように、もし死刑が政府の合法的な行為であるならば、死刑制度を



人びとから隠し、国際的な調査を拒む理由はないはずである。

2009年に死刑を執行した国は、18カ国である。アムネスティが記録したところでは、714人が処刑された。しかし、この合計数には、世界の死刑執行の多数を占める中国の執行数は含まれていない。そのため、実際の世界的執行数はこれをはるかに上回ることになる。中国は、前年に引き続き、死刑執行に関する正確な数字の公開を拒否した。もっとも、過去数年間に集まった証拠や証言、最近の多数の情報によれば、中国では2009年も数千人の人びとが処刑されたとみられる。

2009年に適用された処刑の方法として、絞首、銃殺、斬首、石打ち、電気椅子、致死薬注射などが挙げられる。

この資料は、アムネスティによる、2009年の死刑に関する世界的規模の調査をまとめたものである。情報は、公式の統計（入手できる国に限る）、非政府組織（NGO）、国際機関、人権擁護活動家、メディア、現地調査など、さまざまな情報源より収集した。

この資料に掲載されている数字は、アムネスティの調査から導き出された数値で、最低限ここまでは間違いなく確定できるという数値である。しかし、アムネスティとしては、実数は、これらの数字をはるかに上回っていることを強調しておきたい。意図的に死刑制度を秘密にする国や、死刑判決や執行数を記録しない国、公表しない国があるためである。

国名とアムネスティが算定した数字の次に+と表記されているものについては、その数値は最少推定値である。国名の次に+と表記され、数字が入っていないものは、死刑執行もしくは死刑判決がその国において少なくとも1回以上認められるが、実際の数は不明であることを表している。

付録Ⅰには、死刑廃止国・存置国リスト（2009年12月31日現在）を、また付録Ⅱには、死刑廃止規定を設ける国際条約の批准国リスト（同日現在）を、それぞれ掲載した。

## ■ 世界の死刑の状況 THE GLOBAL PICTURE

世界の3分の2以上の国々には、法律上または事実上死刑を廃止している。58カ国が死刑を存置しているが、それらの国のほとんどが、2009年には死刑を執行しなかった。18カ国が死刑を執行し、714人を処刑したとみられる。しかし、中国が死刑制度に関する数字の公開を再び拒んだため、この数字には、何千人もの処刑が行われたとみられる中国の数字が含まれていない。

### 2009年に死刑を執行した国:

バングラデシュ(3人)、ボツワナ(1人)、中国(数字不明)、エジプト(少なくとも5人)、イラン(少なくとも388人)、イラク(少なくとも120人)、日本(7人)、リビア(少なくとも4人)、マレーシア(数字不明)、朝鮮民主主義人民共和国(数字不明)、サウジアラビア(少なくとも69人)、シンガポール(1人)、スーダン(少なくとも9人)、シリア(少なくとも8人)、タイ王国(2)、米国(52)、ベトナム(少なくとも9人)、イエメン(少なくとも30人)

### 2009年の死刑執行方法(一部):

絞首(バングラデシュ、ボツワナ、エジプト、イラン、イラク、日本、朝鮮民主主義人民共和国、マレーシア、シンガポール、スーダン、シリア)、銃殺(中国、リビア、シリア、ベトナム、イエメン)、斬首(サウジアラビア)、石打ち(イラン)、電気椅子(米国)、致死薬注射(中国、タイ、米国)である。

中東と北アフリカ地域は、世界でも最も一人当たりに対する死刑の確率が高い。イラクは最も高い比率を報告した。これにイラン、サウジアラビア、イエメンが続く。

2008年には、アフガニスタン、バーレーン、ベラルーシ、インドネシア、モンゴル、パキスタン、セントクリストファー・ネビス、アラブ首長国連邦で死刑が執行されたが、2009年は、これらの国々で死刑の執行は報告されなかった。一方、タイでは、2009年8月に、2003年以降では初めて2人が処刑された。

### 2009年の死刑判決数:

少なくとも56カ国で2001人が死刑判決を受けた(ただし、実際の数はもっと多い)。

アフガニスタン(少なくとも133人)、アルジェリア(少なくとも100人)、バハマ(少なくとも2人)、バングラデシュ(少なくとも64人)、ベラルーシ(2)、ベナン(少なくとも5人)、ボツワナ(2人)、ブルキナファソ(少なくとも6人)、チャド(数字不明)、中国(数字不明)、コンゴ民主共和国(数字不明)、エジプト(少なくとも269人)、エチオピア(少なくとも11人)、ガンビア(少なくとも1人)、ガーナ(少なくとも7人)、ガイアナ(3人)、インド(少なくとも50人)、インドネシア(1人)、イラン(数字不明)、イラク(少なくとも366人)、ジャマイカ(2人)、日本(34人)、ヨルダン(少なくとも12人)、ケニア(数字不明)、クウェート(少なくとも3人)、リベリア(3人)、リビア(数字不明)、マレーシア(少なくとも68人)、マリ(少なくとも10人)、モーリタニア(少なくとも1人)、モロッコ王国/西サハラ(13人)、ビルマ(ミャンマー/少なくとも2人)、ナイジェリア(58人)、朝鮮民主主義人民共和国(数字不明)、パキスタン(276人)、パレスチナ自治政府(17人)、カタール(少なくとも3人)、サウジアラビア(少なくとも11人)、シエラレオネ(少なくとも1人)、シンガポール(少なくとも6人)、ソマリア(12人。うち6人はプントランド、6人は暫定連邦政府の管轄内)、韓国(少なくとも5人)、スリランカ(108人)、スーダン(少なくとも60人)、シリア(少なくとも7人)、



台湾(7人)、タンザニア(数字不明)、タイ(数字不明)、トリニダードトバゴ(少なくとも11人)、チュニジア(少なくとも2人)、ウガンダ(数字不明)、アラブ首長国連邦(少なくとも3人)、米国(少なくとも105人)、ベトナム(少なくとも59人)、イエメン(少なくとも53人)、ジンバブエ(少なくとも7人)

2009年12月31日現在で、少なくとも17,118人の人びとが死刑判決を受けている。実際の数はもっと多いとみられており、これはアムネスティの調査による最小推定値である。中国、エジプト、イラン、マレーシア、スーダン、タイ、ベトナムのような主要な死刑存置国では、公式統計を含め、実態を知るために必要な情報を入手することができない。

2009年の執行数は、2008年より減少した。一方で、アムネスティは、死刑がますます政治的に使われていることを懸念している。中国、イラン、スーダンなどの国々において、死刑は、反体制派に対し広範囲に適用され、政府の権力を強化するために用いられている。

例えば、中国政府は、死刑の執行を減少させることが全体目標であると表明する一方で、社会の安定を乱すとみなした活動に対して厳格に対応することを誇示するために、死刑を用いている。これには、新疆ウイグル自治区での衝突や、汚職、麻薬密売に対する急速かつ強引な対応が含まれる。2人の男性が、チベット自治区での騒乱に関わったとして処刑された。これらのケースに対する処刑は、広くメディアで報道されており、しばしば、政府が犯罪を抑止する対策に力を入れている証拠として用いられている。

イランにおいては、2009年に少なくとも388人が処刑された。死刑は、政治的な事件や、「神に敵対する行為」の容疑で告発されたケースなどで適用されている。6月12日の大統領選挙から、マフムード・アハマディネジャドの2期目の大統領就任式が行われた8月5日までの8週間の間に、処刑数が急増した。処刑された人びとの多くは、不十分な法的手続きによって有罪とされ、その何人かはテレビで「自白」の様子が報道された後で有罪とされた。

スーダンでも同様に、死刑の運用において、裁判の不備や恣意性が指摘されており、しばしば不公正な裁判や拷問によって得られた証拠に基づいて死刑判決が下されている。また、国内の反体制勢力を抑圧する手段として、死刑が用いられている。

## ■ アジアの死刑の状況

前年までと同様、アジアでの死刑執行数は、世界の他の地域での執行数の合計よりも多かった。その大部分が中国で行われたが、その他にアジア・太平洋地域の7カ国で少なくとも26人が執行された。執行した国は、バングラデシュ(3人)、日本(7人)、朝鮮民主主義人民共和国(数は不明)、マレーシア(数は不明)、シンガポール(1人)、タイ(2人)、ベトナム(9人以上)である。

死刑判決は、以下の通り少なくとも819件あったことがわかっている。アフガニスタン(133人以上)、バングラデシュ(64人以上)、中国(数は不明)、インド(50人以上)、インドネシア(1人)、日本(34人)、朝鮮民主主義人民共和国(数は不明)、韓国(5人以上)、マレーシア(68人以上)、ミャンマー(2人以上)、パキスタン(276人)、シンガポール(6人以上)、スリランカ(108人)、台湾(7人)、タイ(数は不明)、ベトナム(59人以上)。

中国は今回も、死刑制度についての正確な統計の公表を拒否した。特定の事件については報道が許可されているが、死刑執行の数については国家機密であり、これを漏洩した者は刑事責任を問われることがある。したがってアムネスティは、中国で2009年に行われた正確な執行数を知ることができない。しかしながら、過去の事例や現在得られている情報から、その数は数千人にのぼると思われる。中国では、死刑は非暴力犯罪を含め約68の犯罪に適用され得る。国際人権基準に沿った公正な裁判で死刑判決を言い渡される人はいない。自白は拷問によって引き出されたものだと法廷で主張されたにもかかわらず、その自白が証拠として認められることが多い。また、検察側が有罪を立証するというよりもむしろ、被告人が無実を証明しなければならないことが多い。そして多くの場合、弁護士へのアクセスが厳しく制限されている。

2009年10月、ロサン・ギェンツェンとローヤーの2人のチベット人男性が処刑された。2人は2008年3月にチベット自治区とチベット人が多く住む隣接地域で起きた騒乱で逮捕され、その翌月、ラサの中級人民法院で死刑判決を言い渡された。

2009年7月に中国西部の新疆ウイグル自治区で起きた騒乱に関連して、同年10月に判決を言い渡された21人の中に、ウイグル人8人と漢民族1人が含まれていた。この9人は強盗、放火、殺人などで有罪となったのだが、最高人民法院が異常に早い再審査で死刑判決を承認した後、9人全員が処刑されたと11月9日に当局が発表した。

2008年3月に「違法な資金集め」で有罪となった実業家杜益敏は、最高人民法院が死刑判決を支持した後、2009年8月5日に処刑された。彼の弁護士は、最高で10年の拘禁刑および50万元(7万3000米ドル)の罰金が言い渡されるような、より軽い犯罪で有罪となるべきだったと述べた。

アクマル・シャイフは2009年12月29日、ウルムチの刑務所で致死薬注射により処刑された。シャイフは、麻薬密輸の容疑により、新疆ウイグル自治区の中級人民法院で2008年10月29日に死刑判決を

受けていた。弁護人は、シャイフが精神障害であると訴えたが、ウイグル自治区上級人民法院は上訴を棄却した。

6月、中国当局は、致死薬注射は銃殺よりも「清潔で、安全で、簡便だ」として、執行方法を切り替えていくことが長期的目標だと述べた。8月のメディア報道によれば、移植臓器のおよそ65パーセントは執行された死刑囚の遺体のものと当局が認めたという。衛生部副部長は、死刑囚は「臓器移植に適した材料では決してない」とメディアに語った。アムネスティは、処刑された死刑囚の臓器を使用することを強く批判している。

ここ数年、特にすべての死刑判決が最高人民法院で再審査されるという手続きが2007年に復活して以降、中国当局は、死刑の判決および執行数は減少していると繰り返し主張してきた。しかし、死刑制度に関する統計が国家機密である以上、その主張を検証し、実際の傾向を分析することは不可能である。中国が、死刑に関する国際法および国際基準に従い、死刑制度の運用状況を公開し、透明性を確保する時期はとうに來ている。

パキスタンでは2009年には執行がなかったようだ。2008年には少なくとも36人が絞首刑に処せられ、アジアで2番目に多い執行数だったことからすれば歓迎すべき変化である。しかし2009年には少なくとも270人が死刑判決を言い渡され、判明している限りでは死刑囚は世界で最も多く、7000人を超えている。

与党パキスタン人民党(PPP)は死刑の執行を事実上停止しているようだ。PPP幹部らは過去に死刑への反対を表明しており、故ベナジール・ブット元首相の誕生日である2008年6月21日には、ユースフ・ラザ・ギラニ首相がすべての死刑判決を終身刑に減刑するよう国会に提案した。残念なことに減刑は行われず、その後、年内に16件の執行があった。したがって、2009年には執行がなかったという事実は、偶然ではなく本物の進展があったことを示している。パキスタンではこれまで少なくとも17年間死刑の執行が続いていて、過去10年間におよそ347人が処刑された。

モンゴルでは2009年に執行はなかった。エルベグドルジ大統領は少なくとも3人の死刑囚を30年の刑に減刑した。近年モンゴルでは毎年数件の執行があったが、死刑は「国家機密に関する法律」の対象となるため、数はわからないことが多い。

インドでは5年連続で死刑の執行がない。しかし多数の死刑判決が言い渡されている。絞首刑が最後に行われたのは2004年だった。同国では死刑の適用が恣意的だと認定する最高裁判決が多い。ある判決では、インドの死刑に関するアムネスティの報告書を引用し、「(“例外中の例外である”刑罰が)極度に不公正に適用されているせいで、…死刑の宣告に関する法律に不明確な点が生じている。これは、憲法にのっとった適切な法手続きと平等の原則に明らかに違反するものである」と述べた。判事は、死刑の問題について、情報を提供した上での議論・論争を促進するために、法務委員会や国家人権委員会による信頼できる調査が行われるよう求めた。同じ判決の中で、最高裁判所は国連総会の執行停止決議と地球規模の死刑廃止の動きに触れ、とくに、ネパールやブータンなど南アジアの死刑廃止国や、フィリ



ピンや韓国における死刑廃止の動きに言及した。

近年日本で見られた執行数の増加は、減速しつつあるようだ。2000年前後には、執行数は年に1人か2人だった。2006年には4人が絞首刑になり、2007年には9人に増え、2008年には15人になった。民主党の新政権が誕生した2009年9月の時点では7人が執行されていたが、それ以降は執行がない。千葉景子新法相は死刑反対の意思を表明している。12月、元警察官僚で現閣僚の亀井静香が、政府は死刑廃止を推進すると発表し次のように述べた。「国民の85パーセントが死刑に賛成ということを見ると、道のりは険しく、容易ではない」。2009年末の時点で、死刑囚は106人だった。

朝鮮民主主義人民共和国は、中東以外で唯一公開処刑を行っている国で、執行方法は絞首か銃殺である。公開処刑は、殺人、人身売買、密輸、「有害な」情報の流布、宗教関係物配布、スパイなどの罪に対して行われているようだ。

6月、中国との国境に近い北西部の竜川市で、聖書配布とスパイの罪でリ・ヒョンオクが公開処刑された。リ・ヒョンオクの両親、夫、3人の子どもたちは政治囚収容所に送られた。同国代表は12月、国連人権理事会に対し、公開処刑は「非常に残忍で暴力的な犯罪」で有罪となった者に対して行われるもので、被害者の親族の要求によって「大変例外的な場合」に適用されると述べた。

韓国では、ある死刑囚が死刑は違憲であると申し立てた件について、憲法裁判所で上訴審が行われた。2010年に決定が出る見込みである。韓国では1997年12月末以降、死刑は執行されていないが、死刑囚の数は依然として多い。

死刑に反対するアジアネットワーク (ADPAN) は、アジア・太平洋地域で死刑廃止のために活動する独立地域間ネットワークである。同ネットワークは、2006年の発足以来、そのメンバーは22カ国で約40人に増えた。ADPANは、共同声明を出したり、死刑の執行を止めるための行動や、日本の精神障害を持つ死刑囚に関する活動、この地域全体の懸念である薬物と死刑の問題についての活動、韓国の死刑廃止へ向けての法改正を支援する活動などを行ったりしている。